

工事管理講座 2

工事契約書 示方書 見積り

杉 知 也*

工事契約書は、以下詳述するように、注文者と建設業者の間で契約条項に示す条件のもとに、所定の金額をもって工事を施行することを約する文書であり、示方書は工事契約書の一部であって、当該工事の材料、工法など主として技術的な事項を示す文書である。見積りは契約書、示方書の各条項および図面をもととして工事の予定価格を算出することであって、この三者は相互に関連を有するものである。

1. 工事契約書

工事契約書は、契約の当事者間で契約成立の証として作成する文書で、建設業者がある工事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約であり、注文者と建設業者が「代金の支払」と「工事の完成」という要素に対して両者の意思が一致し、契約書に記名捺印されたときに契約の効力が発生する。契約書の作成は契約の成立を要式行為によったもので、当事者、特に注文者の意図するところを明示する文書であり、また建設業者の権利、義務を明らかにするとともに、後日に紛争が生ずるのを防ぎ、また万一紛争を生じた場合の立証を目的とするものである。工事施行に際し建設業者は表示された事柄についてのみ履行の義務を負うものであり、表示されないことについては、注文者の意図のいかんにかかわらず請負の性質からみて、建設業者の任意の手段によるものである。従って注文者はその意図するところをすべて明確に建設業者に表示する必要がある。契約書は示方書、図面とともにこのように注文者の意思をあらわす手段でもある。

(1) 工事契約書の原則

建設業法第18条「建設工事の請負契約の原則」に建設工事の請負契約の当事者はおののの対等な立場における合意にもとづいて公正な契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行しなければならない。と定めてあるように、注文者と建設業者は対等な立場で双務的な契約を締結すべきであると同時に、契約書の記載事項を

明確にして、協議事項を極力少なくして、主觀的解釈の相違がおこらぬよう努め、特に危険負担に関する条項は明確にすることにより投機性を少なくして適正な見積りを可能にする必要がある。また請負契約の当事者双方は契約書の条項を厳格に履行すべきであって、実行不可能な条項は厳に排除しなければならない。

(2) 契約書の内容

建設業法第19条による請負契約の内容は次のようなものである。

工事内容。請負代金の額。工事着手の時期および工事完成の時期。請負代金の全部または一部の前金払またはでき高部分に対する支払の定をするときはその支払の時期および方法。当事者の一方から設計変更または工事中止の申出があった場合における損害の負担に関する定。天災の他不可抗力による損害の負担に関する定。価格など(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格などをいう)の変動もしくは変更にもとづく請負代金の額または工事内容の変更。引渡検査および引渡しの時期。工事完成後における請負代金の支払の時期。各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息。違約金その他の損害金。契約に関する紛争の解決方法。

以上が建設業法に示す内容であって、各注文者によって契約書に記載する内容は異なるが、各注文者は標準的な契約書を作成し、各工事ごとにさらに特別な契約条項を追加する建前をとっている。各注文者の標準的契約書の内容のおもなものは、建設業法に示されているものを除き次のようなものが多い。

下請負者に関すること。特許権などの使用。現場代理人および主任技術者。現場代理人などに対する異議。工事用材料の検査。材料の調合。貸与品および支給材料。図面または示方書に不適合の場合の補修義務。図面と自然の状態の不一致。臨期の処置。施工または精算の結果による契約数量の増減。第三者に対する損害。目的物が工事完成後外側より明視することのできない工事の施工条件。検査の結果による補修責任。かし担保責任。契約の保証人に対する定などである。

(3) 紛争を生じやすい条項

工事請負契約の当事者双方は、利害相反するものである。従って、危険負担の条項(当事者の一方から設計変更または工事中止の申出があった場合における損害の負担。天災の他不可抗力による損害の負担。価格などの変動もしくは変更にもとづく請負代金の額または工事内容の変更など)が具体的に表示されている場合は紛争はおこらないが、判断あるいは協議事項すなわち物価の変動がいちじるしいとか、重大な損害という表現になっている場合には、双方が有利な主張をすることになる。

* 正員 国鉄建設局調査役

以上のような条項のすべてを数値をもって具体的に表示することは困難であるかもしれないが、これが判然としないかぎり紛争のもととなり、一方適正な見積りをすることは不可能である。よってあいまいな表現を避け、極力具体的表示をするようにつとめるべきである。

2. 示 方 書

契約書は前述したように契約のすべての要素について明示する必要がある。しかし工事内容について細部の事項を契約書に表現することは形式的にも繁雑となりまた実際上不可能である。示方書は当該工事の材料の品質、施行の順序、工程および工法など主として工事の技術的の細目について注文者の意図する点を指示する書類であり工事の内容そのものである。すなわち示方書は設計図とともに、注文者と建設業者の完全な意思の疎通をはかるものであり、設計図とともに契約書の内容の一部である。よって示方書には注文者の意図する最少の要求はすべて明示しなければならないし、示方書に表現されていない事項については建設業者の自由裁量にゆだねられることになる。示方書も契約書と同様、個人により判断に差を生じないように明確に、用語や表現はつとめて解りやすくし、また建設業者の自主性を尊重して、指示、承諾事項を極力少なくする必要がある。

(1) 示方書の内容

前述したように工事は示方書と図面にもとづいて施行されるものであるが、一般的に示方書は各工事に共通する事項を定めた、標準示方書と、各工事ごとに特別に示方を定めた、特別示方書とよりなっている。標準示方書のおもな内容は次のようなものである。

施工の順序。方法および工程（工事種別ごとに定める）。仮設物について（仮設物の設計は原則として建設業者の自由であるが、仮設物の良否は工事の安全、工程、でき栄えなどに重大な影響があるので、重要な仮設物について検討する必要がある）。機械器具類について（機械器具類の数量、性能は施工上重大な影響がある）。保安設備。監督者の立会（工事竣工後の検査の困難な工事を施工するときおよび材料の調合などの場合）。火薬類の使用について。各種の材料について。各種工事の施行について。

特別示方書としては、関連工事との連絡。残土の処分。盛土の転圧条件、骨材および土取場の指定、トンネルの掘削工法および履工法の指定など。各工事によってまちまちであり、注文者の意図をはっきりと記載する。

(2) 示方書作成の方針

示方書を作成する根本方針としては、合理的な施工によるコストの低下、工期の短縮、合理的な品質を得ることを常に考えなければならない。ただ各工事にはその目

的によりいろいろの条件がある。たとえばコストは高くとも工期を短縮することにより、企業全体としての利益を得る場合もある。示方書の作製者は常に高度の技術力を養い、新施行法、新材料についての知識を吸収するとともに、過去の工事について反省を忘れず、また市場のすう勢に応じた施行法を常に考える必要がある。また材料については、工業標準化法にもとづくJIS規格のとり入れを推進して、材料の標準化をはかる必要がある。

(3) 示方書の問題点

示方書の内容については前述したが、特に次のような事項について考慮する必要がある。

a) 工法の指定について 事前調査を綿密に行なってもなお地質、湧水などが適確にはつかみにくく、かつ全体の工事価格に大きく影響を与えるような工事種別（例えば長大トンネルの掘削工事など）については、想定される地質、湧水に適した基本工法を定め、工法変更の場合は設計変更を行なう旨示方する必要がある。

b) 予期しない出水など 河川関連工事など、特に予期しない出水などによる損害の発生のおそれの多い工事については、行程との関連も考慮して予想最高水位を示し、仮設物などの設計の基準を明らかにし、契約書に示す損害負担条項との関係を明確にしたらよいと思われる。

c) 不確定要素を指定するかどうか 例えば土取場、土捨場などを指定するかどうかの問題である。一般には注文者は事前調査を十分行なって、盛土資料あるいは土取土捨場の保守条件などを考慮して想定されるもっとも経済的な場所を選定するが、建設業者は必ずしも、注文者の想定した場所を常に選定するとは限らない。すなわち注文者と建設業者の地主との交渉条件、工法、運搬方法、通路の補修条件などが必ずしも一致しないからである。場所を指定した場合には、注文者は地主との間の諸条件あるいは通路の補修条件などを建設業者に明示する必要があるし、実際の施行に当ってこれらの条件が異なる場合は設計変更の対象となるし、また建設業者の企業努力は期待されないのであらゆる条件が事前に判然しているとき以外は指定しないのが普通である。

d) 労務者の福利厚生対策 最近の労務者の不足については憂うべき状態であり、将来優秀な技能労務者の確保については、十分対策を考えておく必要があるが、示方書中に労務者宿舎の構造、厚生設備あるいは安全管理などについて特別の条項を示方し、労務者の社会的地位の向上をはかるのもその一方法であると考える。

3. 見 積 り

見積りは契約書、示方書、設計書、設計図にもとづいて、注文者と建設業者のおのものが想定される施工計

画、技術などにもとづいて可能と思われる推定の工事予定価格を算出することであり、注文者は注文者側の見積った予定価格をもって競争入札あるいは随意契約に付し、建設業者は建設業者側の見積った予定価格をもって応札することになる。

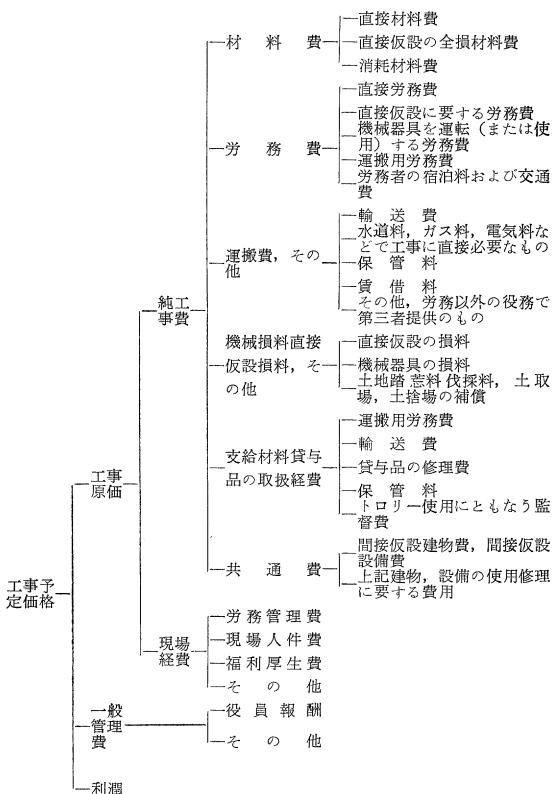
次に見積りの適、不適がおよぼす影響についてのべると、見積りが過大であれば、企業者がその意図した事業について、所期の経済的価値が得られず企業者は損害をこうむり、見積りが過少であれば入札の不調がおこり、例え協議が成立し契約が行なわれても建設業者は損失を補うため、労務者に過重のノルマを押しつけ、安全管理を怠り重大事故を誘発し、工期の遅延、手抜き工事の発生などにより目的物の品質低下を生ずることになる。

また注文者側の監督者と建設業者側の現場員とのいきかいなどは、過少見積りをされた工事の現場でしばしば経験されるところである。

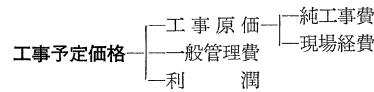
一般に土木工事といつても多種多様であり、いろいろの条件があつて簡単ではなく、また現実的には一般に注文者（この場合主として官庁）の考えている施行の方式が建設業者の施行方式と異なる場合が多い（注文者は元請の直轄施工、建設業者は一部下請施工）その見積りの方法にも差異が生ずる場合がある。

以下主として注文者側の見積り方法についてのべる。

表-1 予定価格の構成



工事予定価格は、大きくわけて各工事ごとに変動する純工事費および現場管理の諸費用すなわち現場経費（以上の二つを工事原価という）と、建設業者が各工事にある割合をもって割り当てる会社経営上の諸費用すなわち一般管理費および利潤とよりないている。



ここに各費用については各注文者によりそれぞれ異なる内容となっているが、一例として国鉄の現行見積り方式を参考として以下詳述する。

予定価格の構成はおむね表-1に示すようなものであるが、ここに問題となるのは、下請人の経費、利潤をいかにするかである。外注費という項を純工事費の中に別に見込むか、あるいは現場経費の項に下請人の経費、利潤を積み重ね見積るべきや今後の研究に残したい（木笛郁氏著：「請負工事積算基準の求め方」によれば、工事原価の3%程度となっている）。また機械損料については建設省における見積り方式は償却費、定期整備費、現場修理費のほかに、年間定額機械管理費を加算している。最近のように機械損料が工事価格のうちで占める割合が大きくなると予定価格の構成をある程度変更する必要が生ずるものと思われるが今後研究することとしたい。

(1) 純工事費の見積り

純工事費は、建設業者が現場において各種の部分工事を施行するに要する一切の労務費、材料費、機械損料、仮設費、支給材料貸与品の取扱経費、共通費などである。

a) 部分工事の区分 工事の区分は工事契約後、でき高払、設計変更、工事数量精算などを考慮して決定する。

b) 材料製品の数量 材料製品の所要量は直接目的物を構成する直接材料と施行上必要な仮設的材料および消耗材料よりなっている。

数量は図面、設計書より算出するが、一般に市場品を使用するので若干のロスを見込む必要がある（例：コンクリート型わく材料の場合、図面寸法より算出した所要量に若干の割増しが必要であり、また鋼材類についても設計所要重量に対し10~15%の割増しが必要である）。ただし、この際、余分の材料については適当な値段で計算より差し引く必要があり、また骨材については歩減りを考慮して、砂利は5%，砂は10%程度を余分に見積る必要がある。

c) 材料製品の単価 材料製品の単価は一般に建設業者が購入する単価を見積るべきであるが、各建設業者がいくらの価格で購入するか見積りの際は不明の場合が多いので、経済調査会発行の「積算資料」、建設物価調査会発行「建設物価」などを参考として見積るのが通例である。なおコンクリート骨材、生コンクリート、コンクリ

ート杭、コンクリートブロック、コンクリート管などを大量に購入する場合は、製造工場より直接建設業者が購入する場合も多いので、各メーカーより直接見積書を提出させて参考とする必要がある。

d) 労務費 最近労務者の不足、賃金の高騰など社会的問題をなげかけているが技能労務者の不足については短時間の間に解決するのは困難なので設計の際、特殊の労務者が少なくてすむような設計を考えねばならない。

労務費は、直接労務費、仮設に要する労務費、運転に要する労務費、運搬用労務費よりも多いが、労務費の算出は $\text{歩掛} \times \text{労務者賃金}$ であるが、歩掛けは標準的な労務者が、一定時間（通常労働、8時間）内に作業を行なう「ノルマ」をもとに決定されるもので、過去の直轄工事の実績、請負工事の経験あるいは種々の資料を参考として決定するが、建設業者が労務者の勤労意欲の向上をはかり「切投げ」あるいは「小間割」などの施工様式をとる場合には高能率、高賃金の原則よりノルマは向上するが、見積りとしては、通常の場合のノルマをとるべきであろう。

上記のように歩掛けは標準的なノルマより決定されるが、工事は常にスムーズに施行されるとは限らない。ほかの工事との競合、機械の故障による手待、寒冷、雨天、夜間、高所、悪条件の地形、交通機関による障害など、いろいろの条件はよって能率の低下を生ずるので、これらを考慮して歩掛けの補正をする必要がある。

次に賃金とは、労働の対価として支払われる報酬であって高能率者は高く、低能率者は低い。また常備、臨備、地域別、季節によっても変動する。賃金決定の指標としては、労働省告示による「一般職種別賃金日額表」職業安定所の雇用賃金の実績、そのほか種々の参考資料があるが、労働省告示の賃金日額表は、発表される数ヵ月前の調査をもとにしていること、その改正も年1回くらいなので、半年～1年半くらいのずれを生ずる結果となり、賃金の変動のいちじるしい時は実態と相当地

表-2 諸 手 当

手 当 の 種 類	割 増 率
超 過 労 働 手 当 時 間 休 日	25% 以 内
特 殊 作 業 手 当 重 量 物 ま た は 長 大 物 を 扱 う 作 業 い ち じ る し く 危 険 な 作 業 い ち じ る し く 衛 生 上 有 害 な 作 業 い ち じ る し く 不 潔 な 作 業 荒 天 時 の 屋 外 作 業 深 夜 の 作 業	30% 以 内
役 付 手 当	30% 以 内
技 能 手 当	30% 以 内
特 殊 手 当	30% 以 内

じるしい差を生ずるものである。よって、これは参考とする程度にすべきである。なおこれには表-2のような手当が支給されるように規定されている。また、直労労務者については季節的に「特別手当」あるいは「皆勤手当」などが支給される場合もあり、重機械運転手などは月給制の場合が多い。次に労務者賃金の地域的な差であるが、一般には大都会周辺は高賃金である。しかし、特殊の工事で工事現場付近では特殊労務者の雇用できぬ場合、あるいは規模の大きな工事で、現場付近では技能労務者の一部しか雇用できぬ際は、連れ越さなければならない。連れ越し労務者については地域的に賃金の差を設けることは実情にあわぬので、想定される基地の賃金を用いるのが適当である。

e) 運搬費 鉄道運賃については所定の運賃により、トラック運賃については、借上によるか自家用トラックを使用するかにより見積り方法も異なるが、建設業者の保有自家用車の台数は非常に少ないものである。

なお小運搬についてであるが、運搬には通常の場合、小運搬をともなうものであり、また現場の作業箇所ごとにも小運搬があるので適宜見積らねばならぬ。

f) 機械損料 近時土木工事施行の近代化とともにあって、高能率の機械の導入がいちじるしく、この結果工期の短縮、経済的施工が可能となってきたが、一方工事原価のうち、機械損料の占める割合がいちじるしく増大してきた。このため機械損料の見積りの適、不適が工事の成功を左右するようになってきた。機械損料については従前は適当な資料が少なく、注文者が自己保有の機械を部外者に貸しつける場合の料金などによって見積っていたが、36年4月建設省が新しい損料を採用しほかの注文者もこれを参考として決定するようになると思われるが、その大要は次に示すようなものである。機械損料は

$$(機械購入価格) \times \left\{ \begin{array}{l} \text{同上定期整備費率} \\ \text{同上現場修理費率} \\ \text{同上機械管理費率} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{運転時間} \\ \text{または運転日数} \end{array} \right\}$$

ここに各費率は機械別に決定されている（省略する）。ただし、機械の1日運転時間が機械別平均1日運転時間を下まわるととき、または運転時間の推定が困難なとき、あるいは予備機械については、別の式（省略）によっている。

上式で機械管理費率とは、機械を保有していくために必要な金利、税金、保険料、および格納保管に要する費用であって、これを別に取り出したことは機械損料見積り上進歩的な考え方と思われる。なお前述した国鉄の現行見積り方式では、現場経費、一般管理費にふくまれるとして、機械管理費率を別に見積っていないのであるが、機械管理費と経費との関係については、今後検討したい

と考えている。

次に機械損料見積り上特に問題となるのは、建設業者が常にすべての機械を保有しているわけではない。特に中小業者は機械を賃借する場合が多いが、賃借料は機械が1日当り7~8時間、実働するものとして算出されているので、工事の性質上短時間しか機械が稼動できぬ場合は上記の見積り方式では大きな差異を生ずるので、実情にあらた見積りをする必要がある。

g) 共通費 共通費とは、間接仮設建物、間接仮設設備のことであり、その関連する主要工事種別の直接費の金額、または数量のいづれかの割合に応じて配分する方式をとっている。

設計変更などにより数量の増減が行なわれるとき共通費の総金額が必ずしも上記の増減と同じ割合で変化することはかぎらないが、各工事種別に割りふってある関係上、同一単価を使用すれば、結果的には数量の増減に比例して共通費も増減することになる。またある工事をいくつかの工事に分割して契約する場合にも、共通費に関する矛盾が常に生じてくる。よって共通費関係工事を各工事種別に割りふらずに契約する方式の方が実情にあった方法と考えられる。しかし一方共通費は目的物として残るものではなく、また重要な仮設物の構造上の問題については、示方書によりある制限はもうけているが、一般には建設業者の自由意思にまかせるのが原則であり、その結果、建設業者の施行上の創意工法による技術の進歩もいちじるしいので、全部を別途の工事種別として割り切ってしまうわけにもいかないと考える。

(2) 現場経費

現場経費とは、各工事ごとに要する現場管理の諸費用であって、その内容は、建設業財務諸表準則を参考として決定すればよいと思われるが、準則の一部を純工事費として見積る場合もあり、各注文者によりそれぞれ異なっているが、前述したように下請人の経費、利潤をこれに計上することも考えられる。

次に一例として国鉄の現場経費見積りの内容を示せば表-3のようなものである。

現場経費のおもなものは、労務管理費、現場人件費、および福利厚生費であり、工事ごとの労務費の占める割合と建設業者の現場職員の多少により影響されるところが多い。一般的には現場経費は工事金額が大きいほど、純工事費に対する割合は小さくなるが、必ずしも工事金額の大小のみによって変化するものではない。現場経費は、積み上げ計算できるものと推定によらなければならぬものがある。

a) 労務管理費 労務管理費は現場労務者の労務管理に要する費用でおもなものをあげると次のようなものである。

表-3 現場経費として計上する諸費用

現場経費として計上する諸費用は建設業財務諸表準則によるもののうち、純工事として、仮設損料、動力用水および光熱費、運賃、減価償却費、修繕費、地代、家賃、を別に見積ることとしたので次のようになる。

費目	内 容
労務管理費	現場労務者の労務管理に要する費用
租税公課	印紙類代、自動車税、公共的出費
保険料	火災保険料、損害保険料
現場人件費	現場員給与
福利厚生費	厚生費、法定福利費、労災保険料、直帰労働者失業保険および健康保険料事業主負担額、日勤労働者失業および健康保険料事業主負担額、現場員健康保険料事業主負担額、現場員厚生年金保険料事業主負担額
事務用品費	事務用品費、図書費
旅費交通費	旅費交通費
通信費	通信費
交際費	涉外費
補償費	補償費
雜費	雜費

募集、解散に要する費用。工事促進に要する費用。安全衛生に要する費用。労働者災害補償保険法の範囲外の災害補償に要する費用。

ここで問題となるのは、募集解散に要する費用であり労務者の需給状態および地域によって相当の差を生ずるものである。

b) 現場人件費 現場人件費は建設業者の現場員（社員、雇員、嘱託、自動車運転手、給仕、小使、夜警など）の給与であり、(現場員の数)×(工期)×(給与)に大体支配されるもので工事の種類および工事金額別に若干の実績を調査すれば平均的な値は算定される。なお、労働省大臣官房労働統計調査部の「毎月勤労統計調査結果報告」による技術労働者月平均給与の35年度平均は男33 769円、女13 654円で総平均は30 009円である。

c) 福利厚生費 労災保険料は労働者災害保険法によると賃金総額にその事業についての保険料率を乗じて求めた金額である。

労働者災害補償保険法施行規則によれば請負による事業であって賃金総額を正確に計算することが困難なものにあっては、その事業に従い、請負金額に同施行規則別表第4の乗率を乗じて得た額を総額とすることになっている。これにより前記の保険料率および同施行規則第25乗にもとづいて保険料の計算の一例を示すと次のようになる。

鉄道軌道新設事業

請負代金1に支給材料相当額を加算したもの(A)	(A)に乘すべき% (別表第4の賃金率)	対請負代金労災保険料(%)
$1 + \alpha$ (α は支給材料相当額)	35	$35 \times (1 + \alpha) \times \frac{3.0}{100}$

なお、改正された「同施行規則別表第4」を表-4に示す。失業保険法による失業保険料および日雇労働者健康保険法による健康保険料については日雇労働者の延人

表一四 昭和36年度保険料率、労務費率一覧表
(37年4月1日以降適用)

事業の種類	賃金1円 当り保険 料	労務費率	備考
水力発電施設等新設事業	80厘	35%	高えん堤、トンネル新設をふくむ
道路新設事業	45	39	
塗装工事業	14	23	
鉄道または軌道新設事業	30	35	
建築事業	26	14	橋梁をふくむ
機械装置の組立てまたはすえつけ事業	28	43(組立て取 りつけ) 14(その他) 36	えん堤、トンネルの復旧、 道路改修、軌道の改修等
その他の建設事業	20		

員に1人1日当たり失業保険料として8円、健康保険料として13円を算出するのが原則である。ただし、延人員を正確に算出できない場合は「労働者災害補償保険法施行規則別表第4」の賃金率表を用いて賃金総額を求め、これを労働者の平均賃金で除して、労働者人員を算出すればよいと思われる。一例を示すと次のようになる。

鉄道軌道新設事業

請負代金1に支給 材料相当額(α)を 加算したもの(A)	(A)に乘すべき %(別表第4の 賃金率)	対請負代金失業保険料 および健康保険料%
$1+\alpha$	35	$35 \times (1+\alpha) \times \frac{21}{M}$

(ここに M は労働者1人1日当たりの平均賃金)

以上のはかに建設業者の福利厚生費があるが、これは小さいので「その他」の中にふくめて考えればよい。

d) その他 現場経費のうち c) までにのべた以外の経費についてはこれを計算することは困難なので推定によるが、純工事費に対して数 % 程度であろう。

(3) 一般管理費

一般管理費とは会社経営上の経常的な経費であって、建設業界の景況、工事量、建設業界の経営状態などにより左右されるが、この各工事への配賦は、過去数年の一般管理費の年間平均額を算出し、または年間一般管理費予算額を算出し、これにある率を乗じて算出するものと考えられ、工事ごとの工事価格の大小にかかわらず、会社の所要経費の実績をもととしているので、土木、建築、電気、機械などの会社の主体とする業種によって異なることは考えられるが、特に工事ごとの工事価格の大小について率を変えて考える必要はない。一般管理費として計上する諸費用は表一五に示すようなものである。

昭和30~35年の5カ年間の標準的な値は、利潤をふくめて、工事原価に対し10~11%(うち利潤3%前後)である(全建ジャーナル1962~4)。

(4) 見積り作業の簡素化

見積り作業は各注文者ごとに精粗さまざまであるが、一般的には技術者が多くの時間と労力を費しているが、見積り作業は、各見積者がいろいろの施工法、段取りなどを比較検討の上、各工事ごとにもっとも適当な方法を想

表一五 一般管理費として計上する諸費用

一般管理費として計上する諸費用は建設業財務諸表準則のうち次のようなものとする。

費用	内容
役員報酬	本俸、諸手当、賞与など
給料、賃金割増給、諸手当および賞与	健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料
法定福利費	慰安、娛樂、厚生費、医療費、慶弔見舞金
厚生費	建物修繕維持費、車両修繕維持費、機械装置など修繕維持費、事務用備品修繕維持費
福利施設費	事務用備品、事務用消耗品費、事務用備品費
退職金	
修善費	
事務用品費	
旅費交通費	
通信費	
動力用水および光熱費	
研究調査費	
広告宣伝費	
交際費	
寄付	
各地代家賃	建物、車両、機械装置など、工具器具、事務用備品、無形固定資産減価却費
減価却費	諸税
租税公課料	
保険費	
雜費	官庁その他の届出書類、その他の雑費

定して見積るものであるが、時間、労力にも限度があり、また施工上起りうるすべての条件を前もって推定することは不可能であり、また各人によって考え方も同一でないので、実際に施行される施工法、段取りなどは見積者の意図と相当異なってくるのが普通である。この場合、実際に施行されるかどうかわからぬ事項に対し、また全体の工事価格に占める割合がほとんど問題にならぬくらい小さい事柄に対して、細かい見積りをすることは意味のないことであり、また正しいともいえない。

以上の考え方から見積りに対する基準をもうけて簡素化する必要がある(建設物価No.330 工事費積算作業の簡素化について)。

4. むすび

以上工事契約書、示方書、見積りについて、注文者側の一技術者としての考え方をのべたが、あるいは独善的見解もあることと思う。現在中央建設業審議会において「建設工事標準請負契約改正案」が研究されており、土木技術の進歩と相まって民主的な工事契約書、示方書の作製、適切な見積り方法の確立が必要と思う。なお国鉄の今村、八島両君が協力したことを見記す。

参考文献

- 1) 日本国鉄道工事請負契約書
 - 2) 日本住宅公団工事請負契約書
 - 3) 日本専売公社工事請負契約書
 - 4) 日本道路公団工事請負契約書
 - 5) 日本国鉄道土木工事標準示方書
 - 6) 日本国鉄道請負工事予定価格積算要綱
 - 7) 木笛 郁著: 請負工事費積算基準の求め方
 - 8) 全国建設業協会: 全建ジャーナル(1962~4)
 - 9) 建設物価調査会: 建設物価(No.330)
- (原稿受付: 1962. 4. 19)